様式第２号（第６条関係）

小野町被災者住宅再建支援金支給決定通知書

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

小野町長　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった小野町被災者住宅再建支援金について、次のとおり支給することに決定したので、小野町被災者住宅再建支援金支給要綱第６条第２項の規定により通知します。

１　支給番号　　　第　　　　　　　　　号

２　支給額　　　　　　　　　　　　　円

３　支給方法　　口座振込

（教示）

１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は、町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分について１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。